

平成29年度関東女子倶楽部対抗神奈川会場予選競技 組合わせ及びスタート時間表

(参加者 20倶楽部 ・ 100名)

期日：6月5日(月)

場所：清川カントリークラブ

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	大澤 喜代江	大相模	渋川 いそみ	葉山国際	増井 裕子	相模野	山本 節子	大秦野
2	8:09	田谷 千秋	平塚富士見	田中 かほる	神奈川	滝 綾子	東京カントリー	小笠原 みさ子	相模
3	8:18	橋本 良子	湘南シーサイド	岡部 華奈子	相模原	荒木 幸恵	大厚木	飛鳥井 友理子	清川
4	8:27	楠本 和子	平塚富士見	倉田 タ子	東京カントリー	後藤 文江	鎌倉	塩谷 仁美	中津川
5	8:36	勝又 紀子	横浜	山本 慈子	小田原・松田	横田 純子	神奈川	岡橋 早里	相模
6	8:45	岸 優子	大秦野	谷口 千栄子	大相模	落合 麻紀	津久井湖	瑞原 友子	鎌倉
7	8:54	三ッ井 節美	小田原・松田	正岡 美智代	秦野	上條 なる子	東京カントリー	那須 由美子	東名厚木
8	9:03	三ッ井 京子	相模	加藤 理刈	平塚富士見	大畠 恵子	中津川	田口 貴美子	相模原
9	9:12	大崎 久美子	湘南シーサイド	川畑 いつ子	葉山国際	小玉 美由紀	横浜	中原 頼子	箱根
10	9:21	西村 治美	東名厚木	江成 友子	津久井湖	田原 美佐江	大厚木	坂本 通子	大秦野
11	9:30	福井 佐知子	横浜	鈴木 恵子	大相模	佐々木 真理子	東名厚木	大橋 みどり	箱根
12	9:39	鈴木 美恵	相模野	石井 恵子	小田原・松田	山本 裕子	鎌倉	笹野 房子	相模原
13	9:48	栗田 いずみ	秦野	古屋 すゞ子	神奈川	大津 律子	中津川	榊原 まり子	清川

10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
14	8:00	小菅 佐智子	秦野	入江 佳子	横浜	古川 真美	津久井湖	二見 昌美	小田原・松田
15	8:09	川村 美代子	鎌倉	伊藤 容子	東名厚木	窪田 和子	中津川	今井 信子	箱根
16	8:18	北山 暁子	津久井湖	千葉 妙子	相模野	佐久間 みち	秦野	梨本 れいこ	大相模
17	8:27	東 真美	大厚木	田中 慈子	湘南シーサイド	塩田 美樹子	葉山国際	葉山 容子	大秦野
18	8:36	露木 直子	東名厚木	稲葉 美年子	箱根	金子 弥生	相模原	七海 麻紀	清川
19	8:45	杉本 眞弓	神奈川	熊澤 勢以子	箱根	佐野 裕子	大厚木	谷 早苗	葉山国際
20	8:54	長岩 洋子	清川	梶本 美津子	湘南シーサイド	平川 春美	相模野	島路 五百子	横浜
21	9:03	宮崎 優子	大相模	佐久間 祐子	秦野	豊田 章子	平塚富士見	行田 麗子	鎌倉
22	9:12	鈴木 瑞枝	東京カントリー	武藤 京子	相模原	神戸 幸子	相模野	為近 有為子	中津川
23	9:21	松永 初美	小田原・松田	青柳 由利	相模	小川 智子	神奈川	黒澤 街子	清川
24	9:30	柿本 啓子	葉山国際	平本 薫	津久井湖	松平 美幸	相模	永野 ツタエ	湘南シーサイド
25	9:39	桜井 昌子	大秦野	川島 みゑ子	平塚富士見	杉本 千恵子	東京カントリー	城田 恵津子	大厚木

競技委員長 上田光子

平成 29 年度 関東女子倶楽部対抗神奈川会場予選競技

開催日 : 6 月 5 日(月)

開催コース : 清川カントリークラブ

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「2 打」とする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)

アウトオブバウンズの境界は白杭及び白色で上部が緑色の杭をもって標示する。

2. ウォーターハザード、ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)

ウォーターハザードは黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

3. 修理地(規則 25-1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。

(a) パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。

4. 動かさない障害物(規則 24-2)

(a) 排水溝

(b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)

(c) 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)

(d) 黄杭(本競技には適用しない)

(e) 距離標示用の人工のヤーデージマーク(パッティンググリーン前後のものを含む)

5. コースと不可分の部分

(a) ウォーターハザード及びバンカー内にある人工の壁や杭でできた構造物。

(b) 1 番ホールグリーン奥の枕木

6. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされること

規則 18-2, 20-1 は以下の通りに修正される。

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーまたはキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーはリプレイスされなければならない。このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

注: パッティンググリーン上の球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。また、そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレイスしなければならない。

7. 電磁誘導カート用の 2 本のレール

電磁誘導カート用の 2 本のレールは、全幅をもってプレー禁止の修理地とする。

8. ホールとホール間の白杭及び白色で上部が緑色の杭

2 番と 4 番ホール、3 番と 4 番ホール及び 13 番と 15 番ホールの間の白杭、また、13 番と 16 番ホール及び 14 番と 15 番ホールの間の白色で上部が緑色の杭を結ぶ線を越えていった球は、球が白杭を結ぶ線または白色で上部が緑色の杭を結ぶ線の向こう側のコース上に止まっている場合でも、アウトオブバウンズの球とする。

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	295	107	288	371	313	131	446	300	427	2678
Par	4	3	4	4	4	3	5	4	5	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
313	291	262	486	130	306	120	404	442	2754	5432
4	4	4	5	3	4	3	5	5	37	73

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。

2. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I(B)1a』を適用する(ゴルフ規則 176 ページ参照)。

4. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I(B)1b』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

5. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

6. プレーの中断と再開

(1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b,c,d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間にいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。

険悪な状況による中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、参加を取消しとすることがある。

(3) プレーの中断と再開の合図について

プレーの即時中断 : 1 回の長いサイレン

プレーの中断 : } カートに搭載されている無線を通じて連絡する。

プレーの再開 : }

と同時に、本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

7. 練習

ホールとホールの間での練習を禁止する(規則 7-2 注 2)『付属規則 I(B)5b』(ゴルフ規則 181 ページ参照)。

8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『付属規則 I(B)2』を適用する(ゴルフ規則 179 ページ参照)。

9. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注意事項

1. 競技の条件 5 項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
3. 競技委員会は規則 33-7 に基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。
4. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 倶楽部 5 コイン(100 球)を限度とする。
5. アプローチ練習場は、備え付けの球を使用し 1 人 10 個までを限度とする。
6. バンカー練習場については、競技当日の使用は禁止とする。

競技委員長 上田光子